

STOP! 熱中症

熱中症対策が 義務付けられます



義務付けられる熱中症対策って何をしたらいいの？

令和7年6月1日から施行された改正労働安全衛生規則の熱中症対策の内容や、秋田県内における熱中症による労働災害発生状況等をご説明いたします。

熱中症対策説明会

(オンラインのみ、3回開催、ご都合の良い日にご参加ください。)

◆ 日時

- ① 令和7年6月25日 (水) 14:00～14:45
- ② 令和7年6月26日 (木) 14:00～14:45
- ③ 令和7年6月30日 (月) 10:00～10:45

◆ 定員及び開催方法

- 各日80名、Zoomによるオンライン開催

◆ 内容

- 改正労働安全衛生規則に基づく熱中症対策の解説

◆ お申し込み

- 労働局・労働基準監督署説明会等受付サイトからお申し込みください。
- お申し込みURL：<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/>
- 裏面の各開催日の二次元コードからもお申し込みいただけます。

◆ お問い合わせ

- 秋田労働局 労働基準部 健康安全課 (電話：018-862-6683)



①令和7年6月25日開催のお申し込みはこちら



②令和7年6月26日開催のお申し込みはこちら



③令和7年6月30日開催のお申し込みはこちら

